

今後の税制改正はどうなる？

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

先月の12月16日に税制改正大綱が公表されました。民主党政権に代わってから2度目の大綱の内容は、個人、特に富裕層に対しては増税、法人に対しては減税の方向性を示しています。今回のコラムでは、今後の税制改正で特に個人に影響がありそうな事項を取り上げてみたいと思います。

相続税・贈与税

相続税の対象となる人が増えることになりそうです。大綱の改正案では相続税の基礎控除が5000万円から3000万円に縮小し、さらに法定相続人1人につき1000万円認められていた控除も600万円に縮小するとされました(1表)。たとえば、相続人が妻と子2人の3人で相続税の課税価格が8000万円の場合には、控除の範囲内なので申告も納税も不要です。しかし今回の改正案で計算すると4800万円までの控除しかなく、申告が必要となります。納税しなければならない場合も出てくるでしょう。特に都市部など土地の評価が比較的高い地域では相続税の対象となる人が多く出てくるのが予想されます。

税率も最高税率が50%から55%へ変更される予定です(2表)。贈与税の税率(暦年課税の場合)も最高税率が50%から55%となります。ただし課税価額の金額が変更され、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合、3000万円以下であれば贈与税が低くなります(3表)。高齢層が保有する資産を現役世代に移転させ、経済を活性化させようとする意図があるようです。今後高くなった相続税負担を抑えるために生前贈与を積極的に行っていくことを検討する必要があると思います。特に土地などの財産を多く保有する人などは子や孫に生前贈与により財産を移転していくことを考えていかなければならないと思います。

相続税の死亡保険金の非課税枠も大幅に削減されそうです。現行では500万円に法定相続人の数を乗じた金額が非課税とされています。改正案では法定相続人が生計を一にしていることを要件としています(4表)。たとえば相続人が結婚して独立した生活をしている場合にはこの非課税枠を利用することができないということです。納税資金対策に利用することが多かったこの死亡保険金の非課税枠の改正案は今後実務でも大きな影響が出てくるのが予想されます。

これらの改正は相続税に関しては平成23年4月1日以後の相続から、贈与税に関しては平成23年1月1日以後の贈与に適用されるとしています。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

所得税

高額の給料を得ているサラリーマンも増税となりそうです。現行の給与所得控除は上限がなく、給料が多ければ多いほど給与所得控除も高くなります。改正案では給与収入が1500万円を超える場合の給与所得控除について245万円の上限が設けられる予定です。さらに役員が受ける役員給与の収入金額が2000万円を超える場合には245万円から徐々に圧縮し、4000万円を超える場合は125万円とされる予定です。

平成23年より年少扶養控除が廃止されますが、今後も扶養控除の廃止が続きます。成年扶養親族（23歳以上70歳未満）を持つ場合、控除の対象が限定されています。対象となるのは扶養親族が年齢65歳以上70歳未満の人や障害者の人などです。さらに合計所得金額が400万円の人が成年扶養親族を持つ場合には成年扶養親族を受けられるとしています。サラリーマンで他に所得がない場合、年収567万5千円が合計所得金額400万円となります。負担調整措置として合計所得金額が400万円を超える人で成年扶養親族を持つ場合にはその所得に応じて成年扶養控除額が変わることになります（5表）。これらの改正は平成24年分以降の所得税に適用予定です。

1表 相続税の基礎控除

現行	改正案
基礎控除 5000万円 + 1000万円 × 法定相続人の数	基礎控除 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

2表 相続税の税率構造

現行		改正案	
1000万円以下	10%	同左	同左
3000万円以下	15%	同左	同左
5000万円以下	20%	同左	同左
1億円以下	30%	同左	同左
3億円以下	40%	2億円以下	40%
—	—	3億円以下	45%
3億円超	50%	6億円以下	50%
—	—	6億円超	55%

3表 贈与税の税率構造（20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合）

現行		改正案	
200万円以下	10%	同左	同左

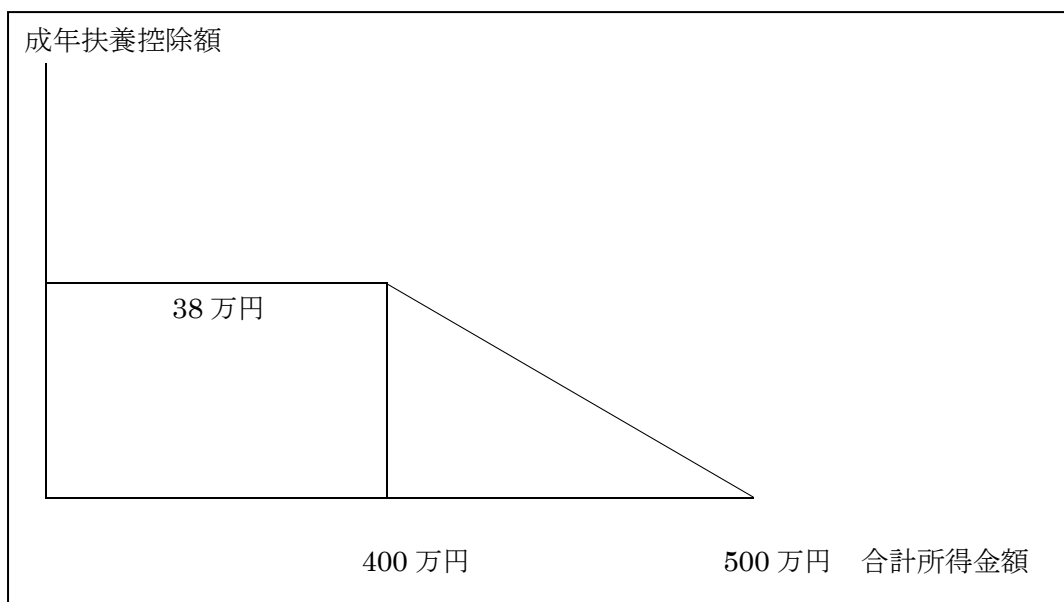
—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

300 万円以下	15%	400 万円以下	15%
400 万円以下	20%	600 万円以下	20%
600 万円以下	30%	1000 万円以下	30%
1000 万円以下	40%	1500 万円以下	40%
—	—	3000 万円以下	45%
1000 万円超	50%	4500 万円以下	50%
—	—	4500 万円超	55%

4 表 死亡保険金の非課税限度額

現行	改正案
500 万円×法定相続人の数	500 万円×法定相続人（未成年者、障害者または相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る）の数

5 表 負担調整措置のイメージ



※上記の改正内容は国会未承認のため、変更の可能性があります。意見にわたる部分はあくまでも私見です。実際の申告の際には個々の事情をふまえて、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願いいたします。